

## 物干し竿、物干し台の 訪問販売にご注意

「竿竹2本で千円」と車でアナウンスしながら回っていた業者が自宅にやってきて、高額な物干し台を購入させられた」という相談が寄せられています。

訪問業者は、使用中の物干し台を錆びているといって折り曲げ、購入を勧めてきます。

また当初5千円といていた物干し台ですが、組み立て後には数十万円という法外な代金を請求しています。

見知らぬ業者の訪問があった際には不用意に招き入れることを避け、訪問の目的や名称を、契約する場合には金額や内容を必ず確認することが大切です。



相談発生地域

**茨城県消費生活センター**

電話029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)